

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ペー ジ
○京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (消防保安課)	171
告 示	
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住促進特別区域の指定 (地域政策室、農村振興課)	172
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住者受入・活躍応援計画の認定 ()	173
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住者受入・活躍応援計画の変更 ()	174
○保全回復事業の認定 (自然環境保全課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	175
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	176
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	177
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定 (地域福祉推進課)	178
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 ()	〃
○指定管理者の指定 (障害者支援課)	〃
○内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱の一部改正 (水産課)	179
○遊漁船業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示 ()	〃
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局、中丹広域振興局)	〃
○保安林の指定実施要件の変更予定の通知 (南丹広域振興局)	180
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	〃
○道路の供用開始 ()	〃
○指定管理者の指定 (住宅課)	181
公 告	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	〃
○国土調査の成果の認証 (用地課)	182
監 査 委 員	
○監査結果の公表	183

規 則

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第7号

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中「6,600円」を「7,200円」に、「4,600円」を「5,300円」に、「3,700円」を「4,200円」に改め、同表の13の項中「4,700円」を「5,300円」に改め、同表の16の項中「5,700円」を「6,600円」に、「3,800円」を「4,400円」に改め、同表の45の項の(1)中「同項第1号」を「高压ガス保安法第5条第1項第1号」に、「(2)」を「(2)及び(3)」に改め、同項の(2)中「同号」を「高压ガス保安法第5条第1項第1号」に、「46の項」を「以下この項、46の項」に、「ものに」を「もの（当該移動式製造設備に係る充てん事業者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者をいう。以下この項において同じ。）であるものを除く。）に」に改め、同項の(3)中「同条第1項第2号」を「高压ガス保安法第5条第1項第2号」に改め、同項の(3)のA中「同法」を「高压ガス保安法」に改め、同項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって、移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備に係る充てん事業者であるものに限る。）に係るもの

1件につき 6,000円

別表第1の49の項中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の12の項、13の項及び16の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。
- この規則による改正後の京都府手数料徴収条例施行規則別表第1の規定は、この規則（前項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

告 示

京都府告示第109号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和3年京都府条例第25号)第6条第1項の規定により、次のとおり移住促進特別区域を指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

移住促進特別区域の名称	移住促進特別区域に含まれる土地の区域	指定年月日
京丹後市弥栄町溝谷地区	京丹後市弥栄町溝谷、等楽寺	令 6. 3. 26



京都府告示第110号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和3年京都府条例第25号)第8条第1項の規定により、移住者受入・活躍応援計画を次のとおりを認定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定活躍応援計画の名称	認定活躍応援計画に含まれる移住促進特別区域の名称	計画期間	認定活躍応援計画の目標	認 定 年 月 日
「いなか暮らし起業」を実現できるまちづくり	福知山市上六人部地区、福知山市中六人部地区、福知山市三岳地区、福知山市雲原地区、福知山市佐賀地区、福知山市三和町菟原地区、福知山市三和町細見地区、福知山市三和町川合地区、福知山市夜久野町下夜久野地区、福知山市夜久野町中夜久野地区、福知山市夜久野町上夜久野地区、福知山市大江町河守・河西・河東地区、福知山市大江町河守上地区、福知山市大江町有路上・有路下地区	令和6年3月26日から 令和9年3月31日まで	移住者が、各地区の地域資源等を活かして「いなか暮らし起業」をすることにより、各地域に新しい産業や仕事をつくることで定住や人の流れを生み出し、持続可能な地域づくりに取り組む	令 6. 3. 26
協働で持続可能な大浦を目指す移住促進プロジェクト	舞鶴市大浦地区	〃	地域の絆の中で、一人ひとりが主体的で多様な生き方ができる地域づくり	
住民が輝く持続可能な地域の形成計画	舞鶴市岡田上地区、舞鶴市岡田中地区、舞鶴市岡田下地区、舞鶴市八雲地区、舞鶴市神崎地区	〃	地域住民と移住者がいきいきと暮らす移住希望者に選ばれる地域づくり	
レジリエントで持続可能な地域づくり計画	亀岡市本梅地区、亀岡市畑野地区、亀岡市宮前地区、亀岡市東本梅地区	〃	自然環境の豊かな地域で、安心して住み続けられるレジリエントな地域をつくる	
若者や女性など多様なプレイヤーによる地域活動活性化計画	京丹後市大宮町大宮南地区、京丹後市大宮町三重・森本地区、京丹後市大宮町五十河地区、京丹後市網野町島津地区、京丹後市丹後町間人地区、京丹後市丹後町豊栄地区、京丹後市丹後町宇川地区、京丹後市弥栄町吉野地区、京丹後市弥栄町溝谷地区、京丹後市弥栄町野間地区、京丹後市久美浜町久美浜一区地区、京丹後市久美浜町久美浜二区地区、京丹後市久美浜町川上地区、京丹後市久美浜町海部地区、京丹後市久美浜町佐濃地区、京丹後市久美浜町田村地区、京丹後市久美浜町神野地区、京丹後市久美浜町湊地区	〃	若者や女性など多様なプレイヤーが主体的に関わり活躍できる地域づくり	

地域資源・魅力を活用した関係人口創出からつなげる移住促進計画	京丹波町竹野地区、京丹波町高原地区、京丹波町桧山地区、京丹波町梅田地区、京丹波町三ノ宮地区、京丹波町質美地区、京丹波町和知第1ブロック地区、京丹波町和知第2ブロック地区、京丹波町和知中部地区、京丹波町和知西部地区	令和6年3月26日から令和9年3月31日まで	京丹波町移住相談窓口【道の駅和】を拠点とした地域資源・魅力を活用した関係人口創出からつなげる移住促進による地域の活性化	
道の駅「シルクのまちかや」を拠点とした地域づくり計画	与謝野町与謝小学校区地区	〃	道の駅「シルクのまちかや」を拠点として、当該施設で行われている観光案内と一緒に、移住・定住関連制度等を提供し、移住・定住人口を増やす地域づくり	



京都府告示第111号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）第8条第5項において準用する同条第1項の規定により、移住者受入・活躍応援計画の変更を次のとおり認定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定活躍応援計画の名称	京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例施行規則（平成28年京都府規則第21号）第10条第3項第2号に掲げる事項	変更の理由	変更認定年月日
“まちいなか” エリアを核とした「若者に選ばれる」まちづくり計画	該当する事項なし	滞在機能を有する拠点の追加や地域の情報発信の強化を重点的に実施することで、さらなる地域住民との交流や関係人口づくり、移住者等の地域での活躍を推進するため	令 6. 3. 26



京都府告示第112号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第3項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名
 京都市北区寺町通鞍馬口上る新御霊口町281-8
 雲ヶ畑・足谷 人と自然の会
 会長 平井 昌武
- 2 認定を受けた保全回復事業の事業計画
 - (1) 事業計画の名称
 雲ヶ畑地区キブネダイオウ保全回復事業の事業計

画

(2) 事業計画の区域

京都市北区雲ヶ畑中畑町地区、同出谷町足谷地区及び人工増殖等の生育地外における栽培等を行う区域

(3) 事業計画の期間

令和6年3月12日から令和11年3月31日まで

(4) 事業計画の概要

ア 現状及び課題

生育状況及びその課題

イ 保全回復事業の取組

調査研究、生育環境の整備、不用意な立入・盗掘の防止、人工増殖及び現地への再導入による地域個体群の維持と再生

ウ 保全回復事業の推進方策

府民等の理解促進、多様な主体の連携と協働及び公共事業における配慮

エ 計画の評価

評価の方針及び事業の見直し

3 認定年月日

令和6年3月12日

調査研究、生育環境の整備、盗掘の防止、人工増殖及び現地への再導入による地域個体群の維持と再生

ウ 保全回復事業の推進方策

府民等の理解促進、多様な主体の連携と協働及び公共事業における配慮

エ 計画の評価

評価の方針及び事業の見直し

3 認定年月日

令和6年3月12日

京都府告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
スーパー・コート宇治大久保訪問看護ステーション	宇治市大久保町北ノ山104の18 サンビーム大久保103号	株式会社スーパー・コート	令 6. 2. 26
あおぞら訪問看護ステーション宇治	〃 小倉町西山81	株式会社ねむの木	6. 3. 1
訪問看護ステーションレジリエンスラボ	〃 大久保町久保23の16 メイクス久保101号	株式会社アップサイクル・ジャパン	〃
にしむら歯科医院	八幡市八幡長谷56の1	西村 亮多郎	6. 2. 1
I & H丹後中央薬局	京丹後市峰山町杉谷158の1の2	I & H株式会社	6. 3. 1
ほりなか耳鼻咽喉科	木津川市梅美台2丁目10の12	堀中 昭良	6. 2. 1
よしかわ眼科医院	〃 木津駅前1の5	吉川 大和	6. 1. 10
みらい歯科・矯正歯科Hirata dental office	〃 相楽城西24の1	平田 和哉	6. 2. 5
訪問看護ステーションななほし	〃 加茂町里中森2の10	合同会社しばこし	5. 9. 1
クスリのアオキ井手薬局	綴喜郡井手町大字井手小宇扇畑32の2	株式会社クスリのアオキ	6. 3. 1

京都府告示第113号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第3項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名

京都市北区寺町通鞍馬口上る新御霊口町281-8
雲ヶ畑・足谷 人と自然の会
会長 平井 昌武

2 認定を受けた保全回復事業の事業計画

(1) 事業計画の名称

雲ヶ畑地区トモエソウ保全回復事業の事業計画

(2) 事業計画の区域

京都市北区雲ヶ畑出谷町足谷地区における本種の分布区域及び人工増殖等の生育地外における栽培等を行う区域

(3) 事業計画の期間

令和6年3月12日から令和11年3月31日まで

(4) 事業計画の概要

ア 現状及び課題

生育状況及びその課題

イ 保全回復事業の取組

京都府告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
久世歯科笹尾医院	福知山市篠尾新町3丁目57の2	久世 博	令 6. 1. 10

医療法人社団高橋内科医院	宇治市広野町一里山34の2	医療法人社団高橋内科医院	5. 12. 31
スギ薬局ベルファ宇治店	〃 横島町清水48 ベルファ宇治1F	株式会社スギ薬局	6. 1. 10
西村歯科医院	八幡市八幡長谷56の1	西村 俊彦	6. 1. 31
よしかわ眼科医院	木津川市木津駅前1の5	吉川 隆男	6. 1. 9
こにし薬局	相楽郡精華町桜が丘4丁目23の11	小西 優子	6. 1. 17



京都府告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
株式会社スーパー・コート	訪問介護・介護予防訪問介護	スーパー・コート宇治大久保訪問介護事業所	宇治市大久保町北ノ山104の18 サンビーム大久保103号室	令 6. 2. 26



京都府告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
藤木 新治	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	藤木医院	相楽郡精華町祝園西1丁目24の15	令 5. 12. 31



京都府告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
相山 聡司	鍼灸・マッサージ安状堂	長岡京市天神5丁目13の4	令 6. 2. 22
廣瀬 俊彦	揉み療治の猫座堂	〃 勝竜寺7の2	6. 2. 21
廣瀬 俊彦	TOSHI 指圧整骨院	〃	〃
相山 聡司	リハビリマッサージ安穰堂	茨木市若園町34の3 フ ァミール若園305号	6. 2. 22

京都府告示第119号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
スーパー・コート宇治大久保訪問看護ステーション	宇治市大久保町北ノ山104の18 サンビーム大久保103号	株式会社スーパー・コート	令 6. 2. 26
あおぞら訪問看護ステーション宇治	〃 小倉町西山81	株式会社ねむの木	6. 3. 1
訪問看護ステーションレジリエンスラボ	〃 大久保町久保23の16 メイクス久保101号	株式会社アップサイクル・ジャパン	〃

にしむら歯科医院	八幡市八幡長谷56の1	西村 亮多郎	6. 2. 1
I & H丹後中央薬局	京丹後市峰山町杉谷158の1の2	I & H株式会社	6. 3. 1
ほりなか耳鼻咽喉科	木津川市梅美台2丁目10の12	堀中 昭良	6. 2. 1
よしかわ眼科医院	〃 木津駅前1の5	吉川 大和	6. 1. 10
みらい歯科・矯正歯科Hirata dental office	〃 相楽城西24の1	平田 和哉	6. 2. 5
訪問看護ステーションなほし	〃 加茂町里中森2の10	合同会社しばこし	5. 9. 1
クスリのアオキ井手薬局	綴喜郡井手町大字井手小字扇畑32の2	株式会社クスリのアオキ	6. 3. 1

京都府告示第120号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
久世歯科笹尾医院	福知山市篠尾新町3丁目57の2	久世 博	令 6. 1. 10
医療法人社団高橋内科医院	宇治市広野町一里山34の2	医療法人社団高橋内科医院	5. 12. 31
スギ薬局ベルファ宇治店	〃 槇島町清水48 ベルファ宇治1F	株式会社スギ薬局	6. 1. 10
西村歯科医院	八幡市八幡長谷56の1	西村 俊彦	6. 1. 31
よしかわ眼科医院	木津川市木津駅前1の5	吉川 隆男	6. 1. 9
こにし薬局	相楽郡精華町桜が丘4丁目23の11	小西 優子	6. 1. 17

京都府告示第121号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
株式会社スーパー・コート	訪問介護・介護予防訪問介護	スーパー・コート宇治大久保訪問介護事業所	宇治市大久保町北ノ山104の18サンビーム大久保103号室	令 6. 2. 26



京都府告示第122号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
藤木 新治	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	藤木医院	相楽郡精華町祝園西1丁目24の15	令 5. 12. 31



京都府告示第123号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
椋山 聡司	鍼灸・マッサージ安状堂	長岡京市天神5丁目13の4	令 6. 2. 22
廣瀬 俊彦	揉み療治の猫座堂	勝竜寺7の2	6. 2. 21
廣瀬 俊彦	TOSHI指圧整骨院	〃	〃
椋山 聡司	リハビリマッサージ安穰堂	茨木市若園町34の3 ファミール若園305号	フ 6. 2. 22

京都府告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 施設の名称 京都府立舞鶴こども療育センター
- 指定管理者 東京都千代田区九段南1丁目1番10号九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会
- 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで



京都府告示第125号

内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱（昭和42年京都府告示第366号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 3 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第 1 中「はかる」を「図る」に、「かかげる」を「掲げる」に、「事業に」を「ものに」に、「およびこの要綱」を「及びこの告示」に改める。

第 2 中「もの」を「事業」に改め、「補助率」の右に「又は補助額」を加える。

第 8 中「要綱」を「告示」に、「以外の区域であるときは」を「の区域以外の区域内にあるときは、」に改める。

別表中「別表」の右に「(第 2 関係)」を、「補助率」の右に「又は補助額」を加え、同表(6)資源増殖事業の項中「2分の1」を「3分の1」に改め、同表に次のように加える。

(9) 異業種連携推進事業	ソフト事業で知事が別に定めるもの	漁業協同組合が事業種目の欄に掲げる事業を行うに要する経費	定額
	ハード事業で知事が別に定めるもの	漁業協同組合が事業種目の欄に掲げる事業を行うに要する経費	2分の1以内
	普及促進事業で知事が別に定めるもの	漁業協同組合連合会が事業種目の欄に掲げる事業を行うに要する経費	定額

京都府告示第126号

遊漁船業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

遊漁船業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

遊漁船業者登録簿閲覧規程（平成15年京都府告示第204号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

京都府告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
 亀岡市東別院町栢原岩ヶ谷61、62の1から62の3まで
- 2 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、亀岡市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 6 年 3 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
 舞鶴市宇布敷小字城野10001の1・10001の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10001の4から10001の10まで、10001の12から10001の29まで、10001の31から10001の35まで

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字城野10001の1・10001の2・10001の12(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)



京都府告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年3月26日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい

て縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)



京都府告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年3月26日から令和6年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 私市大江線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市大字私市小字鳥井下1の1から	前	最小 8.7	30.0
	後	最大 10.7	

- 4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年3月26日から令和6年4月9日まで縦覧に供する。

令和6年3月26日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 私市大江線
- 3 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
福知山市大字私市小字栗田29の12から 福知山市大字私市小字立石54の4まで	令和6年3月27日

4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の名称

- (1) 公営住宅 洛西西境谷団地、洛西竹の里団地、洛西沓掛団地、下矢田団地、城山団地、古世団地、穴川団地、向日台団地、上植野団地、向河原団地、円明寺団地、須知団地及び角団地
- (2) 特別賃貸府営住宅 洛西竹の里団地

2 指定管理者 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 木村 昌平

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
西角建設株式会社
代表取締役 西角 宣政
京丹後市久美浜町海士1612番地の1
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（真砂土）
- 3 林地開発行為をしようとする区域

京丹後市久美浜町河梨小字水滝10118番1ほか（次の図のとおり）

- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
2.6ヘクタール
- 5 期間
 - (1) 林地開発行為を行う期間
令和6年9月3日から令和9年9月2日まで
 - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
令和3年9月3日から令和21年9月2日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹後市久美浜町河梨地内の一部に存する道路(次の図のとおり)	場内出入口に洗車場を設置し、運搬車両を洗浄する。 洗車場から道路までの間は、コンクリート舗装を行う。 歩道又は車道を汚した時は、早急に清掃をする。
交通量の増加	〃	場内からの車両出入りに際し、運転者に安全確認の徹底を行う。 地元一般車両を優先した運行を行う。
騒音の発生	京丹後市久美浜町河梨地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	低騒音型掘削機械を使用する。
濁水の発生及び土砂の流出	〃	沈砂池及び沈砂機能を有する防災池を設置し、泥を沈下させた後に場外に排出する。 沈砂池及び防災池に堆積した土砂は適宜除去し、常に堆砂容量を確保する。 豪雨時の作業を中止する。
河川水量の増加	〃	防災池を設置し、場内の雨水は全て防災池に集中し、貯留する。 貯留した雨水は、泥の沈下状況を確認しながら早期に下流沈砂池を経由して外部に放流する。

粉じんの発生	京丹後市久美浜町河梨地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	強風時の作業を中止する。 粉じんの発生のおそれがある時は、堆積土及び場内への散水を行う。
--------	--------------------------------	---

8 縦覧場所

- (1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
京丹後市峰山町丹波855番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京丹後市農林水産部農林整備課
京丹後市大宮町口大野226番地
- (4) 西角建設株式会社
京丹後市久美浜町海士1612番地の1

9 縦覧期間

令和6年3月26日(火)から令和6年4月25日(木)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和6年3月26日(火)から令和6年4月25日(木)まで
- (2) 提出先
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 調査を行った者の名称

舞鶴市

- (2) 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和3年3月22日まで
- (3) 成果の名称
舞鶴市字大川の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
舞鶴市字大川の一部
- (5) 認証年月日
令和6年3月11日
(国土交通省の承認年月日 令和6年3月6日)

2(1) 調査を行った者の名称

八幡市

- (2) 調査を行った時期
平成29年9月15日から令和5年2月21日まで
 - (3) 成果の名称
八幡市西山和気の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
八幡市西山和気
 - (5) 認証年月日
令和6年3月11日
(国土交通省の承認年月日 令和6年3月6日)
- 3(1) 調査を行った者の名称
八幡市
- (2) 調査を行った時期
平成29年9月15日から令和5年2月21日まで
 - (3) 成果の名称
八幡市西山足立の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
八幡市西山足立
 - (5) 認証年月日
令和6年3月11日
(国土交通省の承認年月日 令和6年3月6日)
- 4(1) 調査を行った者の名称
八幡市
- (2) 調査を行った時期
平成29年9月15日から令和5年2月21日まで
 - (3) 成果の名称
八幡市西山丸尾の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
八幡市西山丸尾
 - (5) 認証年月日
令和6年3月11日
(国土交通省の承認年月日 令和6年3月6日)
- 5(1) 調査を行った者の名称
大山崎町
- (2) 調査を行った時期
令和元年7月24日から令和4年10月19日まで
 - (3) 成果の名称
大山崎町大山崎の一部の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
乙訓郡大山崎町大山崎の一部
 - (5) 認証年月日
令和6年3月11日
(国土交通省の承認年月日 令和6年3月6日)
- 6(1) 調査を行った者の名称
大山崎町
- (2) 調査を行った時期
令和2年9月25日から令和4年10月19日まで
 - (3) 成果の名称
大山崎町大山崎の一部の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
乙訓郡大山崎町大山崎の一部
 - (5) 認証年月日
令和6年3月11日
(国土交通省の承認年月日 令和6年3月6日)



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定により、街区境界調査成果として認証した。

令和6年3月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調査を行った者の名称
舞鶴市
- 2 調査を行った時期
令和4年5月25日から令和5年3月24日まで
- 3 成果の名称
舞鶴市字浜の一部の街区境界調査図及び街区境界調査簿
- 4 調査を行った地域
舞鶴市字浜の一部
- 5 認証年月日
令和6年3月11日
(国土交通省の承認年月日 令和6年3月6日)

監 査 委 員

6年監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和5年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和6年2月27日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和6年3月26日

京都府監査委員 四 方 源太郎
同 田 中 美貴子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

- 1 監査の種類、実施方法等
 - (1) 種類、対象
 - ① 財務監査
令和4年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する

る事業の管理

② 工事監査

令和4年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和4年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているもの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

実施方針は、次の5点とする。

なお、1項目について重点項目に位置づけ、行政監査を実施する。

- ① 法規性・正確性の確保
- ② 共通的課題・3E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視
- ③ 内部統制制度を踏まえた監査
- ④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行
- ⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

新型コロナウイルス感染症対策事業に係る事務の適正な執行について

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和5年度監査計画に基づき、令和5年9月から令和6年2月にかけて、次のとおり実施した。（既報告分を除く。）

- ・ 知事部局51箇所、教育委員会59箇所、警察本部17箇所の計127箇所及び工事の執行7箇所
- ・ 財政的援助団体等監査について、出資団体10箇所、指定管理団体2箇所及び補助団体3箇所の計15箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和5年12月から令和6年2月）を実施した。

おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和5年12月27日から令和6年1月31日までの監査委員会議において、指摘事項5件を、次のとおり

決定した。

- ・ 指摘事項
収入関係1件（延滞金の過少徴収）
支出関係2件（特殊勤務手当の誤支給、委託料の過大支出）
財産関係2件（行政財産使用料の過少・過大徴収）

- ・ 要望事項
今回なし

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。
「指摘」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
収入	河川占用料に係る延滞金の計算を誤り過少徴収していたもの	京都土木事務所
支出	年休等取得日に特殊勤務手当を誤支給していたもの	宇治児童相談所
	委託料を過大に支出していたもの	中丹西土木事務所
財産	行政財産使用料の算定を誤り過少徴収していたもの	府立南丹高等学校
	行政財産使用料の算定を誤り過大徴収していたもの	京都土木事務所

なお、上記より程度が軽微なもののうち、特に文書による指導が望ましいものとして7件を注意とした。

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
山城広域振興局		令和5年10月19日・23日・24日、11月1日・2日
山城土地改良事務所		
山城北農業改良普及センター		
山城南農業改良普及センター		

乙訓保健所	令和6年1月25日	令和5年9月14日
山城北保健所		令和5年9月15日・19日
山城南保健所		令和5年10月2日
乙訓土木事務所		令和5年10月19日・20日
山城北土木事務所		令和5年11月8日・9日
山城南土木事務所		令和5年10月24日・25日
自転車競技事務所	令和6年2月2日	令和5年12月18日
京都南府税事務所	令和6年2月29日	令和6年1月25日
自動車税管理事務所	令和6年2月29日	令和6年1月17日
府立体育館	令和6年2月2日	令和5年11月22日
保健環境研究所	令和6年2月5日	令和5年12月12日
宇治児童相談所	令和6年1月16日	令和5年11月1日
府立洛南病院	令和5年12月27日	令和5年11月6日
府立陶工高等技術専門校	令和5年12月12日	令和5年11月10日
病害虫防除所	令和6年1月29日	令和5年12月19日
農林水産技術センター（農林センター森林技術センター）	令和6年1月29日	令和5年12月19日
京都林務事務所	令和6年1月31日	令和5年12月15日
京都土木事務所	令和6年1月11日	令和5年12月4日・5日
府営水道事務所	令和5年12月19日	令和5年11月17日
流域下水道事務所	令和6年1月30日	令和5年12月7日
府立清明高等学校	令和5年12月12日	令和5年10月27日
府立北桑田高等学校	令和5年12月6日	令和5年11月28日
府立木津高等学校	令和5年12月19日	令和5年11月6日
府立西舞鶴高等学校	令和6年1月10日	令和5年10月2日
川端警察署	令和6年2月5日	令和5年12月21日
下鴨警察署	令和6年2月5日	令和5年12月1日
伏見警察署	令和6年2月9日	令和6年1月16日
府立植物園		令和6年2月8日
家庭支援総合センター		令和6年2月6日
府立山城郷土資料館		令和6年1月16日

府立洛北高等学校・附属中学校	令和5年12月18日	南丹教育局	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立菟道高等学校	令和6年1月22日	総合教育センター	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立京都八幡高等学校	令和6年1月24日	府立図書館	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立盲学校	令和6年1月18日	府立丹後郷土資料館	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立城陽支援学校	令和6年1月12日	府立山城高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立消防学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立北稜高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
京都東府税事務所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立朱雀高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
京都西府税事務所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立鳥羽高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
東京事務所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立嵯峨野高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立京都学・歴彩館	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立北嵯峨高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
精神保健福祉総合センター	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立桂高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
福知山児童相談所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立洛西高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立淇陽学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立桃山高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立看護学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立東稜高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
計量検定所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立洛水高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立京都高等技術専門学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立京都すばる高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立福知山高等技術専門学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立向陽高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立京都障害者高等技術専門学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立乙訓高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立農業大学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立西乙訓高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
農林水産技術センター (丹後農業研究所、茶業研究所、生物資源研究センター、畜産センター)	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立東宇治高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
山城家畜保健衛生所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立城陽高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
南丹家畜保健衛生所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立西城陽高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
中丹家畜保健衛生所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立久御山高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
丹後家畜保健衛生所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立田辺高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
府立林業大学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立南陽高等学校・附属中学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
大野ダム総合管理事務所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立亀岡高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
公営企業管理事務所	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立南丹高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
乙訓教育局	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立園部高等学校・附属中学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
山城教育局	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府立農芸高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日
		府立綾部高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日

府立福知山高等学校・附属中学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	京丹後警察署	令和5年12月12日
府立工業高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	府有資産活用課（新行政棟・文化庁移転施設整備工事(主体工事)）	令和6年2月15日・16日
府立大江高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	京都林務事務所（令和2年度治山事業（復旧治山）（補正）設計第7-2号）	令和5年12月15日
府立東舞鶴高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	京都土木事務所（鴨川大規模特定河川工事）	令和5年12月5日
府立宮津天橋高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	文化学術研究都市推進課（けいはんなプラザラボ棟外壁改修工事（南・東面））	令和6年1月25日
府立峰山高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	流域下水道事務所（桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（自家発電設備更新））	令和5年12月8日
府立丹後緑風高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	管理課（府立福知山高等学校教室棟長寿命化（大規模）改修工事(建築工事)）	令和6年1月15日・16日
府立清新高等学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	文化財保護課（重要文化財松殿山荘修礼講堂及び事務所ほか1棟保存修理工事(組立工事)）	令和6年2月9日
府立聾学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	京都府公立大学法人	令和6年1月17日 令和5年11月10日・13日・14日・21日
府立向日が丘支援学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	公益財団法人 京都文化財団	令和6年1月31日 令和5年12月6日
府立宇治支援学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	京都府道路公社	令和6年1月31日 令和5年12月12日・13日
府立八幡支援学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	公益財団法人 京都府丹後文化事業団	令和5年12月14日
府立井手やまぶき支援学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	一般財団法人 京都府民総合交流事業団	令和6年2月9日
府立南山城支援学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	職業訓練法人 城南地域職業訓練協会	令和5年12月1日
府立丹波支援学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	公益社団法人 京都府畜産振興協会	令和6年2月6日
府立中丹支援学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	公益社団法人 京都府家畜畜産物衛生指導協会	令和6年1月11日
府立舞鶴支援学校	令和5年9月11日～ 令和5年12月27日	一般財団法人 京都森林経営管理サポートセンター	令和6年2月1日
上京警察署	令和6年2月21日	公益財団法人 京都府林業労働支援センター	令和5年12月4日
東山警察署	令和6年2月14日	創（公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体）	令和5年12月8日
中京警察署	令和6年1月24日	伏見港スポーツパークパートナーズ	令和6年2月2日
下京警察署	令和6年2月21日	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	令和5年12月21日
山科警察署	令和6年1月17日	一般社団法人 京都知恵産業創造の森	令和5年12月14日
右京警察署	令和6年1月17日	公益財団法人 京都府スポーツ協会	令和5年12月11日
南警察署	令和6年1月24日	会計事務月例点検（本庁分）	令和5年12月22日
北警察署	令和6年2月7日		令和6年1月26日
宇治警察署	令和6年2月14日		令和6年2月26日
城陽警察署	令和6年2月21日		
亀岡警察署	令和6年2月7日		
舞鶴警察署	令和5年12月12日		
宮津警察署	令和5年12月12日		

※ 事務局調査日が「令和5年9月11日～令和5年12月27日」となっている機関については、この期間において書面による事務局調査を行った。